

GEG 公衆街路灯 実施要綱
[特定送配電事業供給地点内小売供給]

2025 年 10 月 1 日実施

本則

1 適用条件

この GEG 公衆街路灯実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、当社が、電気事業法第 2 条第 1 項第 12 号に定める特定送配電事業により、電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に定める小売電気事業において電気の小売供給をするときのうち、低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に、電気標準約款（以下「標準約款」といいます）とあわせて適用いたします。

- イ 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。
- ロ 原則、昼間に継続して使用されないこと。

2 契約期間

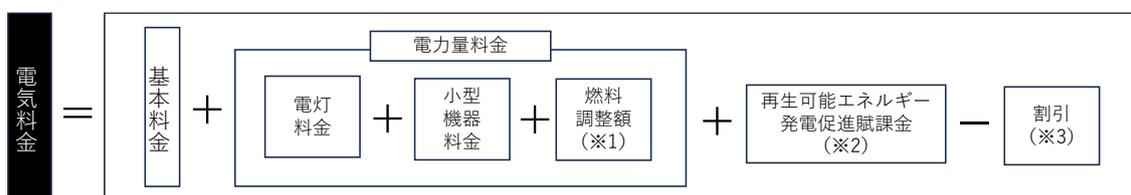
契約期間は、標準約款 7（需給契約の成立および契約期間）(2)によります。なお、原則として契約期間満了に先だつての他実施要綱に規定する需給契約への変更はできません。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

5 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引額を控除した額といたします。



※1 当社が設定する燃料調整額はマイナス基調であり、値引き効果を持ちます。

※2 国が定める単価に従い、額を決定します。

※3 割引がある場合、電気標準約款でその内容を定義します。

(1)基本料金

基本料金は 1 契約につき、税込 46.20 円とします。

基本料金（税込）	1 契約につき	46 円 20 銭
----------	---------	-----------

(2)電灯料金（税込）

a 電灯料金は、契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	156 円 20 銭
10 ワットを超え 20 ワットまでの 1 灯につき	269 円 50 銭
20 ワットを超え 40 ワットまでの 1 灯につき	495 円 00 銭
40 ワットを超え 60 ワットまでの 1 灯につき	722 円 70 銭
60 ワットを超え 100 ワットまでの 1 灯につき	1,173 円 70 銭
100 ワットを超える 1 灯につき 100 ワットまでごとに	1,173 円 70 銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 1〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 1〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(3)小型機器料金（税込）

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 1〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	417 円 43 銭
50 ボルトアンペアをこえ	747 円 92 銭
100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき	747 円 92 銭
100 ボルトアンペアまでごとに	

a 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただきそれぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して契約を適用することがあります。

6 その他

(1)この実施要綱に定めのない事項については、標準約款によります。

附則 1

この実施要綱の実施期日

この実施要綱は、2025年10月1日から実施いたします。

別表1〔負荷設備の入力換算容量〕

(1) 照明用電気機器の容量換算は、次のイ、ロ、ハによります。

イ 蛍光灯

	換算容量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150%	管灯の定格消費電力(ワット) ×125%
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200%	

ロ ネオン電灯

2次電圧(ボルト)	換算容量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

(2) その他

(1)によることが適当でない場合は、以下のイ、ロ、ハによるものとします。

イ 電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によ

って定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことが出来ない表示灯は、動力と併せて 1 契約負荷設備として契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器は、契約負荷設備の容量算定対象とはいたしません。